

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、実家の店の経理を担当していた義姉が、36年4月から37年12月までの国民年金保険料を一括して納付しており、申立期間について、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、昭和36年3月ごろ申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人と同様に当時、国民年金保険料を義姉が納付していたとされる申立人の姉は、37年4月から同年12月までの国民年金保険料を38年1月に一括納付していることが姉が所持する国民年金手帳により確認でき、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立人の保険料についても義姉が、申立期間の国民年金保険料を合わせて納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の姉の申立期間の国民年金保険料納付記録は、未納から納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から同年12月まで

国民年金の加入は父親が手続をした。当時は自営業をしていたので店の手伝いをして給料をもらっていた。

昭和40年ごろ母親が入院していたので、経済的に厳しく、私の国民年金保険料は父親が免除の手続をした。

申立期間①及び②については、昭和44年10月にA市役所に出向いたとき、市役所の担当者から国民年金保険料の納付を勧められ、「納期限はまだ先ですのでいつでも納付できます。」と言われて、納付書をもらい、後日まとめて納付した。

また、申立期間③については、B町に転入し、結婚したところで、国民年金保険料を納付書により、納付していた。

いずれの申立期間についても国民年金保険料を納付した記憶があるので、社会保険庁の記録が未納、免除となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、9か月と比較的短期間である上、社会保険庁の記録では、免除とされているが、B町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間③の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間②については、12か月と比較的短期間である上、昭和44年10月の結婚に伴いA市からB町に転居する際に、A市役所の職員に勧められて、さかのぼって一括で保険料を納付したと申し立てているところ、そ

の時点で、申立期間②は時効が到来しておらず、過年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、昭和44年10月に納付書をA市役所の担当者から受領した時、担当者から「納付期限はまだ先ですのでいつでも納付できます。」と言われたことを記憶しており、その供述内容には具体性があり、申立人の供述に不自然さは無い。

2 一方、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月ごろ払い出されており、申立人は申立期間①の保険料を申立期間②の分と合わせて一括で44年10月に納付したと申し立てているが、その時点で、申立期間①については時効により納付できない期間であり、特例納付の実施時期でもなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和28年6月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月30日から28年6月30日まで

昭和25年9月から28年6月までA社(現在は、C社)B工場に紡績工として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、27年6月30日から28年6月30日まで厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。A社B工場退職後、29年4月ごろまで失業保険を受給した記憶がある。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和27年6月30日とされている。

しかしながら、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び社会保険事務所に保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は「27・6・30」、「28・6・30」のいずれにも読め、前後の記録における字のくせ等を勘案すると「28・6・30」と記載されている可能性が高いと考えられる。

また、C社が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日は、昭和28年6月30日とされている上、同名簿において、申立人の前後に記載されている29名については、同名簿の資格喪失日と社会保険事務所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日とが一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年6月30日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和27年6月30日から28年6月30日までの間における標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年8月までの期間及び48年4月から同年6月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年8月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

会社退職直後は、国民年金には加入していなかったが、親に勧められてその3年後くらいに夫婦で加入した。

昭和50年に市役所で、国民年金保険料は過去の未納分を一括して納付すると申し出て、さかのぼって、すべての期間の保険料を銀行で納付した。

国民年金保険料の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、昭和45年9月1日で一致しており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①は国民年金の被保険者資格取得以前の未加入期間であり、国民年金保険料の特例納付はできなかったと考えられる。

また、申立人は昭和50年12月9日に45年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の特殊台帳で確認できるところ、49年1月から50年12月まで実施された国民年金の第2回特例納付の保険料納付可能期間は、36年4月から48年3月までであることから、48年4月以降の期間である申立期間②の保険料は、第2回特例納付では納付できない上、申立人は、50年10月29日に48年7月から50年2月までの期間の保険料を過年度納付しているが、この時点では、申立期間②は、時効を迎えており過年度納付もできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から52年4月まで
申立期間は、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を市役所で納付していたと記憶している。
申立期間の妻の年金記録は納付となっているのに、私の記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人自身が納付していたと述べているが、保険料の納付状況等についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人の妻は病氣療養中のため事情を聴取することができず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間中、国民年金の任意加入対象者であり、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人には、国民年金への任意加入の機会が申立期間以外にも3回あるが、いずれの機会においても国民年金の任意加入手続きを行ったことをうかがわせる形跡は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から60年2月まで
申立期間については、前の会社を退職後すぐに、役場にて国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間において、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間については、申立人は、任意加入対象者であり、社会保険庁及び市の被保険者名簿によれば、昭和50年11月に国民年金に任意加入、51年1月に国民年金の被保険者資格を喪失している記録があり、その後、申立期間において、国民年金の資格を再取得した記録は無く、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入期間であったため、国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人自身は、昭和51年1月に厚生年金保険の加入に伴い国民年金の被保険者資格喪失後、同資格の再取得手続をした記憶は無いと供述している上、申立人には、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成2年12月まで

夫と共に事業を始めるため、当時の勤務先を退職し、市役所で国民年金の加入手続をして、数日後に市役所から納入通知書が届いたので、夫の分と合わせて国民年金保険料の納付を開始した。

その後、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和63年2月から平成2年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。この時期は、夫婦の保険料を合わせて納付していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当時の勤務先を退職した直後の昭和63年に国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月8日以降に夫婦連番で払い出され、申立人は63年4月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得しており、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は過去の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いとしており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたと申し立てているが、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年8月まで

私が、60歳のとき国民年金手続にA町役場に行った際、「加入期間が短いので支給額が少ないから、任意加入をして65歳まで納付したがほうよい。」と説明を受け国民年金の任意加入手続をした。

保険料納付については、納付書により毎月役場の窓口で、1万円前後を納付していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、平成2年1月から3年8月までが国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金加入手続及び保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は60歳到達後すぐに夫婦でA町役場において国民年金任意加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人の任意加入手続に関する記憶は曖昧である上、同手続の際に同行したとされる申立人の夫は既に死亡しており、申立期間の加入状況等が不明である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では申立人は昭和62年5月から国民年金の第三号被保険者となり、60歳に到達した平成2年1月に資格喪失し、3年9月から国民年金に任意加入とされているところ、申立人の夫は昭和62年5月に厚生年金保険に加入し平成3年9月に資格喪失しており、夫の厚生年金保険加入記録と申立人の国民年金加入記録が符合していることから、申立人は夫の厚生年金保険の資格喪失を契機として、国民年金の任意加入手続を行った可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
昭和 37 年 5 月に A 社に入社し、39 年 7 月まで勤務した。社会保険事務所で A 社の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、37 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までとなっており、納得がいかない。
当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 37 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの A 社の厚生年金保険の加入記録があるため、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に勤務していた期間について、申立人の元上司及び元同僚等 11 名に聴取したが、具体的な供述は得られなかった。

また、A 社は、平成 3 年に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る勤務状況が確認できる資料は無く、社会保険の手続を行っていたとされる申立期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の子は、申立期間後に入社し、当時のことはわからないとしており、申立人の給与から保険料が控除されていたことの確認ができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 37 年 7 月 1 日喪失とされており、申立期間において同名簿の整理番号に欠番は無く、それ以降申立人が再度資格取得したことをうかがわせる記載は無い。

加えて、申立人の記憶から、当時の A 社の従業員数は 50 名くらいだったと考えられるが、昭和 37 年 7 月 1 日時点の A 社の被保険者数は 45 名、39 年 7 月 1 日時点は 34 名であり、A 社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 34 年 9 月まで
昭和 33 年 3 月に A 社に入社して 34 年 9 月まで勤務しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、その期間の厚生年金保険加入記録が無いとされており、納得できない。当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「当時の社会保険被保険者名簿を保管しており、昭和 23 年 11 月から 34 年 11 月までの期間について同名簿を確認したが、申立人は記載されておらず、申立人の在籍は確認できない。」としているところ、A 社が保管する社会保険被保険者名簿の記載内容と社会保険事務所が保管する A 社に係る被保険者原票の記録は一致する上、A 社では、他に当時の書類を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の A 社での勤務状況、厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

また、A 社の現在の人事担当者は、「当社に勤務していた者からの厚生年金保険加入状況の問い合わせが多く、当時、従業員の厚生年金保険加入手続きの時期は、まちまちだった様子で、入社後、すぐには厚生年金保険に加入させていない場合もあるようだ。」としている。

さらに、申立人は一つの現場に 8 人くらいで一緒に寝泊まりしていたとしているが、同僚を 1 名しか覚えておらず、当該同僚は死亡している上、A 社において申立期間に資格取得している者が多数にのぼるため、一緒に勤務した他の同僚を特定することもできず、申立人の勤務状況等について、供述を得ることができない。

加えて、申立人は保険料控除や健康保険証の有無について、記憶していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月ごろから37年2月ごろまで

昭和35年11月ごろから37年2月ごろまでA社に勤務した。A社は当時、B社の下請け会社だった。従事したのはB社の敷地の造成工事で、土砂をブルドーザーで均一にならして、工場用地を拡張する仕事だった。同僚と一緒に写った現場写真を所持しており、勤務していたのは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の現場作業の写真と、勤務内容の詳細な記憶から、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、人事記録、賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が所持する現場作業の写真に写っている元同僚の氏名もA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない上、申立期間当時のA社の事務担当者は「親会社であるB社の工場敷地を拡張する造成工事をしていたのは記憶しているが、それはA社の主な事業内容ではなく、臨時的な仕事だったと思う。また、当時は日雇労働者健康保険に加入させるケースが多く、厚生年金保険に加入しない者が多かった。」と供述しており、A

社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 26 日から 34 年 2 月 12 日まで

昭和 28 年 10 月から 34 年 2 月半ばごろまでA社に勤務した。建築土木工事の会社で、木造の学校体育館や橋、水門工事などの大がかりな建築事業に大工として携わった。32 年 2 月 26 日にA社が発行した身分証明書と 34 年 2 月 12 日まで使用可能な通勤定期券を所持している。勤務内容が変わったり、請負になったりしたことは無いと思うので当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社発行の身分証明書と通勤定期券、申立人が記憶するA社が施工した工事内容がA社の保管する記録と一致すること等から、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、人事記録、賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、30 年 9 月 26 日に資格を喪失したことが確認でき、申立人がこれ以降にA社において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる事情は無い。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日付で厚生年金保険の資格を喪失している者は申立人を含め 13 名いることが確認できるところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格喪失前後の期間において一緒に勤務していたとする元大工仲間 2 名も申立人と同日付で厚生年金保険の資格を喪失しており、A社が勤務実態のある従業員について、何らかの理由により資格喪失手続を行ったことがうかがわれる。

なお、申立人は、A社在籍中は、大工仲間とともに多数の現場を転々としたと供述しているところ、社会保険事務所の記録によるとA社は日雇労働者

健康保険の適用を受けていたことが確認できることから、政府管掌健康保険から同健康保険への切り替えに伴い厚生年金保険の資格を喪失した可能性も考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 9 月ごろまで
前事業所を昭和 54 年 12 月末に退職し、55 年 1 月から同年 9 月まで A 社に勤務した。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での仕事内容の記憶及び同時期に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料が無いとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る申立人の加入記録は無く、同原票の整理番号に欠番は無い。

さらに、同僚 2 名は、A 社に係る厚生年金保険資格取得が入社よりも数か月遅れていることが確認でき、同社では、申立期間当時すべての従業員を入社後、すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立人の A 社での雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。